

豊見城農業振興地域整備計画策定業務
仕 様 書

第 1 章 総 則

（業務の目的）

第1条 豊見城農業振興地域整備計画は、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）に基づき、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定、その後幾多の計画見直しを経て現計画（令和2年6月策定）に至っている。本業務では、農地法の一部改正や自然的、経済的、社会的諸条件の変化を考慮し、長期的観点で農業振興を図るための総合的基本計画を定めるもので、農業生産基盤整備や農業近代施設の整備等のほか、保全すべき農地について「農用地区域」を定め、農用地等の確保を図るとともに必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るために、現計画の再編見直し作業を行うことを目的とするものとする。

（適用範囲）

第2条 本仕様書は、豊見城市（以下「発注者」という）が、令和7年度より実施する「豊見城農業振興地域整備計画策定業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

（準拠法令および上位計画等）

第3条 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか次の各号に掲げる関係法令や上位計画等に準拠して行うこと。

- （1）農業振興地域の整備に関する法律、法律施行規則
- （2）農地法
- （3）土地改良法
- （4）都市計画法
- （5）森林法
- （6）沖縄県農業振興地域整備基本方針
- （7）農業振興地域制度事務必携
- （8）豊見城市総合計画（第5次総合計画）（令和3年3月）
- （9）農業振興地域制度に関するガイドライン、参考様式集（令和5年農林水産省）
- （10）農業・農村基盤図製品仕様書 Ver0.6（農林水産省）
- （11）豊見城市個人情報の保護に関する法律施行条例、法律等施行規則
- （12）その他の関係法令・規則・通達等

（資料の貸与及び返還）

第4条 発注者は、本業務実施に必要な図面・資料等を乙に貸与する。

- 2 受注者は、貸与を受けた資料の取り扱い及び保管について徹底し、本業務完了後は速やかに発注者へ当該貸与資料等を返還すること。
- 3 税務情報等のデータ授受・交換に関しては LGWAN 回線によるセキュリティが保障される手段にて収集・提供することを条件とする。なお、データ交換用の LGWAN データ交換サービスにつ

いては発注者が準備を行うこと。

（作業場所の確保）

第5条 土地利用現況調査及び地権者説明会等を踏まえ、受注者の業務作業場所は沖縄県内に設置していること。なお、作業場所については発注者の視察を受けるものとする。

（技術者の選任）

第6条 受注者は、本業務を遂行するための十分な能力と経験を持つ技術者を選任するものとし、従事技術者の要件は下記とする。

（1）管理技術者

地域精通度並びに円滑な情報共有・協議調整の実施を考慮し、管理技術者は沖縄県内に在住していること。

沖縄県内における農業振興地域整備計画の策定について管理技術者（主任技術者）として直近5年以内に3件以上の実績を有していること。

空間情報分野に関する高度な専門知識と豊富な経験を有した者で、「農業農村地理情報システム技士」の資格を有していること。

（2）担当技術者

GISを活用した各種附図作成の整備を考慮し、担当技術者は「農業農村地理情報システム技士」を有していること。

（3）照査技術者

本業務を実施する上で、必要な専門知識を持つとともに、空間情報分野に関する高度な専門知識と豊富な経験を有した者で、技術士（農業部門）またはRCCM（農業土木）の資格を有していること。

（4）上記（1）（2）（3）を証する各書類について提出すること。

（企業認証規格要件）

第7条 受注者は、本業務で取扱う資料のセキュリティ対策及び個人情報保護の観点から、以下の認証規格を有するものとし、登録証の写しを提出すること。

（1）JISQ27001：情報セキュリティマネジメントシステム

（2）JISQ15001：プライバシーマーク

（3）JISQ9001：品質マネジメントシステム

（4）JISQ14001：環境マネジメントシステム

（報告の義務）

第8条 受注者は常に発注者と密接な連絡を取り、業務の進捗状況を報告するものとし、必要に応じて進捗工程表を提出すること。

（契約不適合責任）

第9条 本業務完了後、受注者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、発注者の指示により速やかに補足・修正を行うこと。

（履行期間及び納入場所）

第 10 条 本業務の履行期間及び納入場所は下記とする。

- (1) 履行期間：令和 8 年 3 月 31 日
- (2) 納入場所：豊見城市 農林水産課

第 2 章 業 務 概 要

(業務概要)

第 11 条 本業務の業務概要は下記とする。

令和 7 年度作業概要

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 計画準備 | 1 式 |
| (2) 過年度成果分析 | 1 式 |
| (3) 資料収集整理 | 1 式 |
| (4) 土地一筆台帳の作成及び土地利用現況調査 | 1 式 |
| (5) 地権者意向調査 | 1 式 |
| (6) 地権者説明会の実施 | 1 式 |
| (7) 農業振興地域整備計画書基礎資料作成 | 1 式 |
| (8) 基礎資料編添付付図作成 | 1 式 |

第 3 章 業務内容（令和 7 年度作業）

(計画準備)

第 12 条 受注者は、農業振興地域整備計画策定の目的を考慮し、合理的かつ能率的に作業を遂行するために、必要な各工程における作業計画を立案する。また作業計画に従い、各作業にかかる人員・機械・器具の選定並びに工程の検討を行うこと。

(過年度成果分析)

第 13 条 受注者は、農業振興地域整備計画の更新を行う上で、令和 2 年に策定された「豊見城農業振興地域整備計画書」の分析を行った上で後続作業の方針を決定すること。分析は土地利用動向や区域設定方針の数値根拠並びに採用履歴について計画書及び報告書等から把握し、分析結果をもとにした業務方針書を作成すること。同方針書については契約後 2 週間以内に発注者に提示し承認を得ること。

(資料収集整理)

第 14 条 発注者から貸与される政府又は地方公共団体が行う調査結果による資料のほか、農業委員会（農地台帳）、土地改良区、普及指導センター、森林組合、商工団体又は試験研究機関等の有する昨年度時点までの各種資料を収集し、各種基礎資料を整備すること。

2 受注者は、農業振興地域整備計画策定に関する関係部署資料の調査を行うものとする。また、資料の提供部署及び資料の状況は、一覧表にて整理すること。

3 発注者からの貸与資料は下記を想定する。なお、貸与資料の授受についてはセキュアな授受を目的として LGWAN 回線によるデータ交換サービスを活用すること。同サービスについては

受注者にて環境を準備すること。

- (1) 豊見城農業振興地域整備計画書及び関連する図面・附図・資料・電子データ
- (2) 地番（地籍）図データ（令和7年1月時点／Shape ファイル形式）
- (3) 土地課税台帳データ（令和7年1月時点／CSV 形式）
- (4) 大字・小字界データ（Shape ファイル形式）
- (5) 航空写真オルソ画像データ（最新時点／座標付き Tiff データ）
- (6) 都市計画基本図（2500DM）データ（Shape ファイル形式）
- (7) 都市計画決定情報データ（Shape ファイル形式）
- (8) 都市計画基礎調査土地利用現況データ（Shape ファイル形式）
- (9) 農地基本台帳データ（最新時点／CSV 形式）
- (10) 農業振興地域（区域）データ（Shape ファイル形式）
- (11) 農用地除外・編入データ（Excel 形式）
- (12) その他、本業務に係る計画書、農業関係資料、位置図等

（土地一筆台帳の作成及び土地利用現況調査）

第15条 各種基礎資料の整備における本調査は、法第12条の2第1項に規定する事項及び規則第5条の3各号に掲げる以下の（1）から（10）までの事項について行うものであり、これらの事項全てについて調査を行う必要はあるものの、これらの事項のうち調査項目については、地域の基盤整備等の実態や、長期的な土地利用計画及び都市計画等との整合性を図りつつ、市における既存調査の実施状況等を踏まえ、市の農業振興地域整備計画の見直しのために必要なものについて調査を行うこと。

- (1) 農用地面積調査
 - (2) 土地利用調査
 - (3) 農業就業人口・規模調査
 - (4) 農業生産調査
 - (5) 農業生産基盤整備調査
 - (6) 農用地の保全・利用調査
 - (7) 農業近代化施設整備調査
 - (8) 農業就業者育成・確保調査
 - (9) 農業従事者の農業以外就業状況調査
 - (10) 農村生活環境調査
- 2 農用地面積調査については、発注者から貸与される既存の農用地区域一覧データ、土地課税マスタデータ及び地番図（Shape ファイル形式）と突合処理を行い、農用地を特定し、不突合となった地番については、不突合リストを作成・提出し、発注者の修正指示に従うこと。
- 3 土地利用調査については、2で作成した土地一筆台帳をもとに発注者から貸与される「農地台帳」と突合処理を行い、現況地目を特定し、不突合となった地番については、不突合リストを作成・提出し、発注者の修正指示に従うものとする。また、現況に疑義の生ずる農用地は現地を確認すること。
- 4 発注者が貸与する現計画から変更計画に至る期間内の一部もしくは全部農地の除外許可一覧データ（エクセル形式）と前項で特定された農用地区域データと照合を行い、該当する除外された農用地を区域除外としてデータの修正を行うこと。修正の過程で生ずる不明点については、適宜、

発注者に確認し、指示に従うこと。

- 5 道路整備事業など公共転用などで除外の必要のある農地については、土地課税マスタデータと最新の航空写真を照合しながら、除外する農用地の1筆を特定するものとする。特定の過程で生ずる不明点については現況不明リストを作成し、適宜発注者に確認し、その指示に従うこと。
- 6 調査結果については、地理情報システム（以下、GISという）を利用してShapeファイル形式で調査結果を入力／整理するものとし、面積集計演算処理を行いとりまとめること。
- 7 各種状況図の作成については、農業農村基盤図製品仕様書 Ver0.6における地図作成手順や品質管理基準に従い作成すること。

（地権者意向調査）

第16条 農業振興方策に関わる関係団体及び、農家に対して、本業務の方向性を確定するための以下のアンケート調査を実施すること。

- （1）関係団体4団体に対し、基礎調査に該当する項目について、今後の計画策定を踏まえ、その考え方をアンケートにより調査すること。
 - （2）農家に対する農地利用、今後の農業経営、農業生産、農業近代化及び農業（土地利用構想）についての方向性等について、農家意向調査を行うこと。調査対象農家はおおよそ1,380戸とする。
- 2 受注者は、同調査の配布原案を作成し発注者の承認を得ること。
 - 3 受注者は、収集されたアンケート結果について、集計・分析等を行うこと。なお、アンケート及び意向調査の配布・収集については受注者が行うこと。

（地権者等説明会の実施）

第17条 地域の農業振興に関わる住民に対して、農業振興地域整備計画策定業務の説明とともに、土地需要の意向（地権者個々人の土地の農用地区域からの除外や農用地区域への編入、農地の貸借・売買）などを把握するため、地域別（全8回※うち1回は、市役所関係課を対象とする）に説明会を実施すること。

- 2 受注者は、同説明会の配布原案を作成し、発注者の修正及び承諾をもって印刷する。
- 3 受注者は、同説明会で発注者の補佐並びに農業振興地域の整備に関する制度の説明、記録の作成を行うこと。
- 4 発注者において説明会の広報・周知を行うが、開催時期については発注者受注者協議の上決定すること。

（農業振興地域整備計画書基礎資料作成）

第18条 農業振興地域の基礎資料について、以下の（1）～（13）の項目についてとりまとめを行うこと。

- （1）地域の概況
- （2）農業生産の現況及び見通し
- （3）土地利用の現況及び見通し
- （4）農業生産基盤の現況及び見通し
- （5）農用地等の保全及び利用の現況及び見通し
- （6）農業近代化施設整備の現況及び見通し

- (7) 農業就業者育成・確保の現況及び見通し
- (8) 就業機会の現況及び見通し
- (9) 農村生活環境の現況及び見通し
- (10) 森林の整備その他林業の振興との関連に関する現況と見通し
- (11) 地域の諸問題の解決を図るための各種の協定、申合せ等の実施状況
- (12) 農業及び農村の振興及び整備のための推進体制等
- (13) 基礎資料の附図の作成

(基礎資料編添付付図作成)

第 19 条 基礎資料の作成に伴い、以下の附図を作成すること。

- (1) 農業生産基盤整備状況図
- (2) 農用地等保全整備状況図
- (3) 農業近代化施設整備状況図
- (4) 農業就業者育成・確保施設整備状況図
- (5) 農村生活環境整備状況図

2 各種状況図の作成において、市全体が A1 サイズに入るよう縮尺を調整すること。

(打合せ協議)

第 20 条 打合せ協議は、着手時・中間報告時・成果納入時の計 3 回以上行うものとし、着手及び納品時は管理技術者の参席を必須とする。なお、発注者が必要と判断した場合には、その都度適宜協議を行うこと。

業務の効率性または感染症対策やその他やむを得ない事情により対面での打ち合わせが難しい場合には、両者調整の上、WEB 会議での開催を行うこと。

第 4 章 成 果 品

(成果品とりまとめ)

第 21 条 本業務の成果品は下記のとおりとする。

令和 7 年度作業 成果品

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 資料収集結果一覧表 (Excel 形式) | 1 式 |
| (2) 過年度成果分析結果及び業務方針書 (PDF 形式) | 1 式 |
| (3) 土地一筆台帳 (Excel 形式) | 1 式 |
| (4) 現地調査結果図 (PDF 形式) | 1 式 |
| (5) 意向調査報告書 (PDF 形式) | 1 式 |
| (6) 地権者説明会報告書 (PDF 形式) | 1 式 |
| (7) 農業振興地域整備計画書基礎資料 (PDF 形式) | 1 式 |